

自治大学校「税務専門課程」について

平成26年1月 自治大学校

自治大学校では、税務職員を対象に、地方税の賦課・徴収事務に関する高度かつ実践的な研修である「税務専門課程 税務・徴収コース」と、簿記・会計学に関する高度かつ専門的な研修である「税務専門課程 会計コース」を実施します。

1 「税務専門課程 税務・徴収コース」

(1) 目的

地方税の公平かつ確実な徴収を実現するため、地方税の賦課・徴収事務に携わる職員の資質の向上を図ることを目的として、税務職員に対する高度の研修を行います。

(2) 研修の対象者

地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を管理監督する地位にある職員。
具体的には、課長補佐・係長相当職で、税務事務の経験がある、30歳から50歳までとします。

(2) 研修定員

120名

(3) 研修期間

平成26年8月19日（火）から10月1日（水）まで

(4) 研修課目及び特色

地方税の賦課徴収の重要性にかんがみ、地方税法、国税徴収法、財産調査、徴収事務のマネジメント、税制の課題、関係法規等の課目について、ロールプレイングなどの演習形式を含めた実践的な内容で研修を実施します。

なお、本コースを修了した者のうち、高度の能力を有すると認められる者「地方税徴収事務指導者」として認定します。
主な研修課目は次のとおりです。

地方税を取り巻く課題	地方税制の展望、都道府県税の当面の課題、市町村税の当面の課題、税務事務と個人情報、税務争訟、徴収事務のマネジメント
地方税法総則	通則等、連帯納税義務、納税義務の承継、第二次納税義務、地方税と他の債権との調整、納税の猶予・担保の徴取、滞納処分の執行停止、演習課題検討
関係法規	破産法・民事再生法、民事執行法、滞調法、国税犯則取締法
滞納処分	国税徴収法通則、財産調査、納付能力調査、動産・有価証券の差押え、債権の保全・回収、不動産の差押え、その他の財産の差押え、交付要求・参加差押え、財産の換価・配当、演習課題検討
演習	地方税演習、先進事例研究、ロールプレイング、話法・交渉術、行政対象暴力対策

2 「税務専門課程 会計コース」

(1) 目的

都道府県及び市町村の上級税務・会計職員として必要な知識を充実することを目的として、税務・会計職員等に対する高度の研修を行います。

(2) 研修の対象者

原則として、税務事務の経験が、大学卒業者にあつては4年以上、その他の者にあつては10年以上ある者で、簿記検定2級以上（ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む）の者、年齢は43歳未満であることとします。

(3) 研修定員

70名

(4) 研修期間等

簿記会計学通信研修（通信研修）

平成26年4月上旬から6月中旬まで

税務会計研修（宿泊研修）

平成26年7月1日（火）から9月30日（火）まで

(5) 研修課目

簿記及び会計学に係る課目から税法、経営分析に至るまで幅広い内容で研修を実施します。

なお、このコースは、税理士法に基づく指定研修として位置づけられています（同コースでの試験を修了した者には、税理士試験における会計学に属する科目が免除されます）。

主な研修課目は以下のとおりです。

○簿記会計学通信研修

簿記論（理論・計算）、財務諸表論（理論・計算）

○税務会計研修

税法課目	所得税法、法人税法、徴収関係法
税法関連課目	今後の地方税制の展望、都道府県税の当面の課題、市町村税の当面の課題、会社法、税務会計、税務争訟
会計学 簿記論	会計学総論、貸借対照表論、連結財務諸表論、損益計算書論、商業簿記、工業簿記・原価計算
経営分析	経営分析
演習	地方税演習、徴収方法演習、簿記・会計学演習（商業簿記演習、工業簿記演習、財務諸表論演習）
その他	地方自治と公務員、地方分権と財務会計、卒業生講話、体育、修了試験

平成26年度 自治大学校研修計画のポイント等

1 課程・コース及び定員数の変更

平成26年度		平成25年度	
〔一般研修課程〕		〔一般研修課程〕	
・第1部課程	100	・第1部課程	100
・第2部課程	<u>160</u>	・第2部課程	<u>200</u>
・第1部・第2部特別課程	<u>140</u>	・第1部・第2部特別課程	<u>120</u>
・第3部課程	140	・第3部課程	140
〔専門研修課程〕		〔専門研修課程〕	
・政策専門課程	<u>120</u>	・政策専門課程	
		: 新時代・地域経営コース	<u>80</u>
		新時代・公共政策コース	<u>80</u>
		国際コース	<u>10</u>
・税務専門課程		・税務専門課程	
: 税務・徴収コース	<u>120</u>	: 徴収事務コース	<u>100</u>
会計コース	70	税務会計特別コース	70
(人材育成特別研修として実施)	—	・研修専門課程	<u>40</u>
・監査・行政評価専門課程	<u>80</u>	・監査専門課程	<u>30</u>

2 監査・行政評価専門課程（監査専門課程の再編）

より効果的かつ効率的な行財政運営を担う職員の養成に向け、監査担当職員に限らず、施策立案、予算執行等を担当する首長部局職員も対象に、監査の実務、理論だけでなく行政評価、財務会計に係る課目も含めた実践的な研修を実施する。

なお、従前、宿泊研修で講義を実施していた地方行財政制度、行政法等については、eラーニングにより履修することとし、宿泊研修期間を短縮（研修日数44日間→30日間）、講義実施課目を重点化する。

3 演習の充実

- ・政策専門課程について、地域の課題の発見・解決能力を養成する政策課題研究などより演習に重点をおいたものとし、夏・秋の年2回実施。
- ・第1部課程において、地方分権対応演習（例；義務付け・枠付け見直しへの対応実例研究）を新設。
- ・第2部課程において、条例立案演習や政策立案研究等の時限数を増。

4 eラーニングの活用

- ・第1部・第2部特別課程に加え、監査・行政評価専門課程においても、宿泊研修の重点化のために、所定の課目について、eラーニングによる事前履修を活用。
- ・長期の第1部課程、第2部課程では、講義の予習だけでなく効果測定に向けた復習にも活用できるよう、eラーニング修了を効果測定の採点に加味するなどeラーニング学習の位置づけを明確化。

5 人材育成特別研修

従前の研修専門課程を再編し、各地方団体の人材育成、研修参加者の参加を得て「人材育成特別研修」（平成27年2月：1週間）を実施する。各地方団体のニーズを踏まえた講義、演習、情報交換・討議により、人材育成施策、研修に係る企画立案力の強化を目指す。

6 その他

(1) 推薦受付

第1部課程、第2部課程の推薦受付は、2月上旬に「年間受講計画」により仮受付を行う（第1部課程123期、第2部課程171期、172期については、研修生の氏名等は不要）。定員を超えた場合は、選考を行うので受講できない場合もあることに留意すること。

(2) 選考

税務専門課程税務・徴収コース及び監査・行政評価専門課程については、選考における年齢を原則として30歳以上50歳未満としているので留意すること。

各地方公共団体へのeラーニングシステムの提供について

自治大学校研修の講義の補助教材として活用しているeラーニングシステムについて、平成26年度から、本校に研修生派遣を行っていない団体も含め、全地方公共団体に提供する予定です。（「地方自治制度」「地方公務員制度」「地方税財政制度」の3課目）eラーニング教材の御活用とあわせ、自治大学校研修の活用を御検討下さい。

配布するID数は、一律に、都道府県及び政令指定都市に3ID、中核市及び特例市に2ID、その他の市町村に1IDを予定しています。IDの配布時期は、4月上旬を予定しています。

なお、従前、要望のあった団体に対して行っていたIDの追加配布については行いませんので、予め御了承くださるようお願いいたします。

（eラーニングシステムの提供についての問い合わせ先：自治大学校研究部 042-540-4545）